

諮問庁：日本年金機構

諮問日：平成27年7月29日（平成27年（独個）諮問第22号）

答申日：平成28年11月14日（平成28年度（独個）答申第17号）

事件名：本人の「国民年金のハードコピー」等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求に対し、別紙2の1に掲げる文書1ないし文書9に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定について、諮問庁が別紙2の2に掲げる文書10及び文書12に記録された保有個人情報を対象として改めて開示決定等をすべきとしていることは妥当であるが、別紙2の3に掲げる文書13に記録された保有個人情報を対象として、改めて開示決定等をすべきであり、また、異議申立人が開示すべきとする部分を不開示としたことは、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成26年8月22日付け年機構発第38号により日本年金機構（以下「機構」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、開示されていない文書の開示及び不開示部分の開示を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）異議申立書

保有個人情報開示請求書に書いた次の文書がない。

- ② 基礎年金番号情報照会回答票（基本情報）の「氏変」「住変」が無い。

私が所持している年金手帳には、「氏変」「住変」を処理した社会保険事務所の記載有。

- ② 基礎年金番号情報照会（統合年金記録）回答（資格画面）がない。
- ④ 基礎年金番号（XXXX-XXXXXX）、手帳記号番号（XXXXX-XXXXXX）で出力した画面がない。

数年前まで、私には基礎年金番号が2つ存在していた。それは、番号の処理だけで、内容はまったく統合（切替済）されていない。

- ④ 資格画面Ⅲ，一時金画面，共済記録，脱退手当金などの画面がない。
ある本によると、「年金記録の確認は全国どこの年金事務所でも構いません。年金加入者の情報が記載された書類を「被保険者記録照会回答票」といいますが，この回答票は，何種類もあります。1．制度共通被保険者記録照会回答票，2．被保険者記録照会（納付Ⅱ），3．被保険者記録照会回答票（資格画面Ⅲ），この3つの書類が基本になりますので，この回答票をもらいます。」となっています。
- ⑤ 特定会社Aの職歴審査照会回答票（事業所情報）と事業所記録照会回答票（基本情報）がない。
- ⑥ 空いている期間があります<ねんきん定期便>と申立期間は同じ期間であって，添付した確認項目チェックシート（厚生年金保険）には「有」となっている。
- ⑦ 私が働いた4事業所，皆，被保険者縦覧照会回答票がない。
- ⑧ 被保険者記録照会（基本）に記載されている07徴収事蹟，一時金などが無い。

被保険者記録照会（基本）に記載されている99基本2がない。記録情報なども無い。

(2) 意見書1

異議申立人から，平成27年8月31日に意見書が当審査会宛て提出された（諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が異議申立人から提出されていることから，その内容は記載しない。）。

(3) 意見書2

意見書1の5の5の中の添付書類記載の被保険者記録照会回答票（資格画面Ⅲ）掲載は正しいと思います。（健・厚021-1）に（資格画面Ⅲ）がないのであればこれに拘らず，（資格画面Ⅲ）を開示して下さい。

諮問庁はまず（健・厚021-1）がどのようなものであるかをこの補充理由説明書の記載自体から充分理解できるものにしなければならなかったと思います。いつも説明が足りません。

「確認項目チェックシート（厚生年金保険）の1．申立人の提出書類
⑧他に提出のあった書類※具体的書類名（ ）（存在する場合のみ）」に機構は失業保険被保険者証を排除しました。煩雑な被保険者がそもそもの誤りであり，行政機関等もしくは特定会社B等の責に帰すべきものと思っております。なぜならば特定会社Bは産業分類45の「水運業」ではないからです。理由は他にもありますが省きます。

開示文書P230被保険者記録照会（配偶者）26照会区分20の黒

塗りは外して下さい。諸変更履歴に配偶者となっており、私は、離婚をした事は一度もなく、事実ではありません。個人情報確認をしたい為に開示請求等をしたのですから、黒塗をされたら、何にもならないのです。

配偶者に債務があれば、私は連帯債務者となりますので、明らかにして下さい。

(後略)

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

異議申立書の②について、「基礎年金番号情報照会回答票（基本画面）」に表示される「氏変」「住変」欄は、基礎年金番号制度導入以降（平成9年1月1日以降）に氏名変更、住所変更を処理した場合に、当該欄に「00」以外の数字（回答票の画面頁番号）が出力される。よって異議申立人の記録については、基礎年金番号制度導入以降（平成9年1月1日以降）に氏名変更、住所変更をしていないため「00」が表示されているのであって、氏名変更、住所変更の履歴の頁は存在しない。基礎年金番号情報照会（統合年金記録）回答（資格画面）については、厚生年金記録及び国民年金記録を開示しており、それをもって異議申立人の記録が確認できることから不要と判断したが、今回の異議申立てにより、本文書も保有しているので改めて開示する。

異議申立書の④について、手帳記号番号XXXX-XXXXXXは基礎年金番号YYYY-YYYYYYに統合されている。

YYYY-YYYYYYの健保厚年資格画面3頁目に重取元画面がある。重取元画面は、基礎年金番号に統合された手帳記号番号及び、統合された記録に係る事業所整理記号番号等が出力される。重取元画面に手帳記号番号のXXXX-XXXXXXの情報が出力されており、その資格記録についても統合済みであることがわかる。統合された後は、資格画面は統合先の基礎年金番号に移行されるため存在しない。申立人は番号だけの統合であり内容が統合されていないと述べているが、手帳記号番号であるXXXX-XXXXXXの被保険者原票を確認したところ、内容についてもYYYY-YYYYYYに全て統合されていることを確認しており、またその原票の一部については過去の開示決定（平成26年8月1日付年機構発第16号）において異議申立人に既に開示している。

④一時金、共済記録、脱退手当金の画面は、その記録が収録されている場合に出力されるため、収録されていなければ（存在していなければ）出力はされないものである。異議申立人は一時金、共済記録、脱退手当金に関する記録を持っていない（受給していない）ため、画面は存在しない。

⑤事業所情報は異議申立人の個人情報を含まず、さらにその情報自体が個人情報ではないため、本来開示対象とならないが、第三者委員会で非あ

っせんとされたものの、自身の記録訂正について申立てをしている中の一部であるため、開示決定とあわせて開示（情報提供）したものである。

「該当事業所なし」と出力された特定会社Aについては、開示請求書に記載されたとおり職歴審査照会回答票（事業所情報）を検索して出力されたものである。

また、事業所記録照会回答票（基本情報）については、職歴審査照会回答票に記載される該当事業所の記号番号がわかって初めて入力処理ができることから、検索すらできるものではない。よって、特定会社Aについては、「該当事業所なし」というハードコピーを開示している。しかしながら、異議申立人が開示請求書に記載した文言通り検索して「該当事業所なし」と出力されたものについて、後日違う検索方法にて検索したところ、名称が一致する事業所が検索できたため、改めて開示（情報提供）する。ただし、該当事業所については、異議申立人が申し立てている期間中、社会保険の適用事業所となっていないことを申し添える。

⑥「空いている期間」とは、社会保険に加入していない期間のことであり、健康保険・厚生年金保険の名簿又は原票は、加入している者だけに存在することから、「空いている期間」の名簿又は原票は存在していない。異議申立人は、確認項目チェックシートの書類添付の有無の欄で、「有」となっていることをもって自分の名簿や原票が有ると述べているが、確認事項チェックシート3. ②に「有」とした理由は以下の通りである。平成23年8月9日に受け付けた年金記録に係る確認申立書によると、申立期間（昭和48年～昭和49年）において特定行政機関、特定会社Aに勤務したと申し立てている。機構において管理する当該申立期間は、特定会社B（昭和45年3月9日～昭和48年1月1日）特定会社D（昭和49年7月1日～昭和49年9月2日）特定会社C（昭和49年12月2日～昭和51年1月18日）であり、本人が申立てた期間について存在する書類として、特定会社B、特定会社D、特定会社Cの原票を添付し、「有」としたものであり、異議申立人が主張する申立期間の特定行政機関、特定会社Aの原票が「有」という意味ではない。

⑦被保険者縦覧照会回答票の出力条件は、現存被保険者（現役加入者または年金加入記録の管理の電子化を実施した昭和60年以降厚生年金保険に加入した者、及び当時厚生年金保険に加入中の厚生年金被保険者）ファイルに収録されており、かつ、当該事業所に収録されている場合である。一方、職歴審査照会回答票（個人情報）の出力条件は、現存被保険者に限らず、当該事業所に収録されている場合である。異議申立人の厚生年金保険の加入記録は全て、昭和60年より前に資格を喪失しており、被保険者縦覧照会回答票の出力条件を満たしていない。よって、異議申立人が厚生年金保険に加入していた、特定会社B、特定会社D、特定会社C、特定会

社Eについては、被保険者縦覧照会回答票に異議申立人の名前は出力されないため、職歴審査照会回答票（個人情報）を開示している。

⑧国民年金の被保険者記録照会の照会区分07は開示している。一時金という項目は、被保険者が死亡した際に、死亡一時金が支給された際に出力される項目であるため、異議申立人の一時金記録は存在しない。照会区分99とは、異議申立人の記録が収録されているものではなく、記録についてはすでに開示していることから不要と判断したが、②と同様、異議申立書に具体的に記載があり、保有もしているため、改めて開示する。また、「記録情報がない」という異議については、被保険者記録照会（基本）の画面を見てのことだと思われるが、「記録情報」とはタイトル（見出し）であるため、異議申立人の勘違いと思われる。

以上のことから、本件については、一部改めて開示決定を行うものの、それ以外の部分について諮問庁の判断は妥当であり、当該部分に関する不服申立ては棄却すべきものとする。

2 補充理由説明書

- (1) 資格画面Ⅲについては、再確認したところ、請求者に限らず、「被保険者記録照会回答票」（健・厚021-1）に「資格画面Ⅲ」という照会画面自体がない。
- (2) 原処分の日付が平成26年8月27日と記載されているが、本来平成26年8月22日と記載すべきところ、誤って記載したものであり、さらに訂正していないままの状態になっていたため、理由説明書にもそのまま誤った年月日を載せてしまったものである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|----------------------------------------|
| ①平成27年7月29日 | 諮問の受理 |
| ②同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③同年8月31日 | 異議申立人から意見書1及び資料を收受 |
| ④同年9月15日 | 審議 |
| ⑤平成28年3月22日 | 異議申立人から資料を收受 |
| ⑥同年9月28日 | 諮問庁から補充理由説明書を收受 |
| ⑦同年10月6日 | 異議申立人から意見書2を收受 |
| ⑧同月14日 | 委員の交代に伴う所要の手続の実施、
本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑨同年11月10日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

- 1 本件対象保有個人情報について
本件対象保有個人情報は、原処分において、その一部を不開示とした別

紙2の1に掲げる文書1ないし文書9に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、保有個人情報を保有していない、又は法14条2号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

異議申立人は、原処分のうち、文書2の基礎年金番号情報照会回答票（基本情報）の「氏変」及び「住変」に対応する画面を開示すべき、文書2の基礎年金番号情報照会（統合年金記録）回答（資格画面）を開示すべき、文書4の基礎年金番号XXXX-XXXXXX、手帳記号番号XXXX-XXXXXXで出力した画面を開示すべき、文書4の資格画面Ⅲ、一時金画面、共済記録、脱退手当金などの画面を開示すべき、文書5の特定会社Aの職歴審査照会回答票（事業所情報）及び事業所記録照会回答票（基本情報）を開示すべき、文書6は存在するので開示すべき、文書7の特定会社Bないし特定会社Eの被保険者縦覧照会回答票を開示すべき、文書8の被保険者記録照会（基本）の07徴収事蹟、一時金、99基本2及び記録情報に対応する画面を開示すべきとしている。

さらに、異議申立人は、意見書2において文書8の被保険者記録照会（配偶者）の不開示部分を開示すべきとしている。

これに対し、諮問庁は、文書2の基礎年金番号情報照会（統合年金記録）回答（資格画面）、文書5の特定会社Aの事業所記録照会回答票（基本情報）及び文書8の被保険者記録照会（基本）の99基本2の画面について新たに開示することとするが、文書2の基礎年金番号情報照会回答票（基本情報）の「氏変」及び「住変」に対応する画面、文書4の基礎年金番号XXXX-XXXXXX、手帳記号番号XXXX-XXXXXXで出力した画面、文書4の資格画面Ⅲ、一時金画面、共済記録、脱退手当金などの画面、文書6、文書7の特定会社Bないし特定会社Eの被保険者縦覧照会回答票並びに文書8の被保険者記録照会（基本）の07徴収事蹟、一時金及び記録情報に対応する画面については、これを保有しておらず、また、文書8の異議申立人が開示すべきとしている部分については、法14条2号の不開示情報に該当し、不開示とすべきとしている。

このため、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、以下、本件対象保有個人情報の特定の妥当性及び保有の有無並びに異議申立人が開示すべきとする部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象保有個人情報の特定の妥当性及び保有の有無について

(1) 文書2について

ア 諮問庁は、異議申立人が開示すべきとしている「基礎年金番号情報照会回答票（基本画面）の「氏変」及び「住変」に対応する画面」を保有していないことについて、おおむね以下のとおり説明する。

基礎年金番号情報照会回答票（基本画面）の「氏変」欄及び「住変」

欄については、基礎年金番号制度導入以降（平成9年1月1日以降）に氏名変更又は住所変更を行った場合に、当該欄に「00」以外の数字（回答票の画面頁番号）が表示され、それに対応する氏名変更又は住所変更の履歴画面が存在し、表示することができる。しかし、異議申立人については、基礎年金番号制度導入以降（平成9年1月1日以降）に氏名変更又は住所変更を行っていないため、「氏変」欄及び「住変」欄に「00」が表示されているのであり、氏名変更又は住所変更の履歴画面は存在しない。

イ 異議申立人本人に係る基礎年金番号情報照会回答票等の不訂正決定に関する答申（平成28年度（行個）答申第99号）において、当審査会は、異議申立人は、基礎年金番号制度導入以降に氏名変更又は住所変更を行っていないとしており、氏名変更又は住所変更の履歴画面は存在しないとする上記諮問庁の説明に、不自然、不合理な点があるとはいえず、これを覆すに足る事情も認められない。

ウ 諮問庁は、異議申立人が開示すべきとしている「基礎年金番号情報照会（統合年金記録）回答（資格画面）」（文書10）について、改めて開示するとしている。

諮問庁から、文書10の提示を受けて確認したところ、異議申立人の厚生年金保険又は国民年金の資格取得年月日や資格喪失年月日等が記録されていることが確認でき、異議申立人が求めている異議申立人に関する年金記録であると認められることから、諮問庁が新たに文書10に記録された保有個人情報をもとに特定して開示決定等をすべきとしていることは、妥当である。

（2）文書4について

ア 諮問庁は、異議申立人が開示すべきとしている「基礎年金番号XXXX-XXXXXX，手帳記号番号XXXX-XXXXXXで出力した画面」について、おおむね以下のとおり説明する。

手帳記号番号XXXX-XXXXXXは、基礎年金番号YYYY-YYYYYYに統合されており、基礎年金番号YYYY-YYYYYYの健保厚年資格画面3頁目に重取元画面がある。重取元画面には、基礎年金番号に統合された手帳記号番号及び統合された記録に係る事業所整理記号番号等が表示される。この重取元画面に手帳記号番号XXXX-XXXXXXの情報が表示されており、その資格記録についても統合済みである。統合された番号の情報は、統合先の基礎年金番号に移行されるため、その資格画面としては存在しない。

当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、手帳記号番号XXXX-XXXXXXで照会した場合の資格画面の有無について確認させ

たところ、「被保険者記録照会回答票（重取画面）」（文書13）が表示されるとのことであった。

諮問庁から、文書13の提示を受けて確認したところ、異議申立人の氏名、生年月日等が記録されていることが確認でき、異議申立人が求めている異議申立人に関する年金記録であると認められることから、処分庁は、新たに文書13に記録された保有個人情報をも特定して開示決定等をすべきである。

イ 諮問庁は、異議申立人が開示すべきとしている「資格画面Ⅲ，一時金画面，共済記録，脱退手当金などの画面」を保有していないことについて、おおむね以下のとおり説明する。

一時金，共済記録，脱退手当金の画面は，その記録が収録されている場合に表示されるため，収録されていない（存在していなければ）表示されないものである。異議申立人は一時金，共済記録，脱退手当金に関する記録を持っていない（受給していない）ため，それぞれの記録画面は存在しない。

また，諮問庁は，補充理由説明書（上記第3の2（1））において，資格画面Ⅲについては，被保険者記録照会回答票に資格画面Ⅲという照会画面自体が存在しない旨説明する。

上記諮問庁の説明に，不自然，不合理な点があるとはいえ，異議申立人は，異議申立書に添付した「確認項目チェックシート（厚生年金保険）」の「添付書類の確認」欄に「③「被保険者記録照会回答票」（中略）基礎年金番号・手帳記号番号で出力した次に掲げる画面のハードコピー（資格画面，一時金画面，共済記録）」と記載されていることを根拠として，異議申立人の資格画面Ⅲ，一時金画面，共済記録，脱退手当金などの画面が存在していると主張しているにすぎないものと推認でき，上記諮問庁の説明を覆すに足るものとも認められない。

（3）文書5について

ア 諮問庁は，異議申立人が開示すべきとしている「職歴審査照会回答票（事業所情報）」については，「該当事業所なし」と出力された特定会社Aの画面を開示しているとしている。

当審査会において，文書5を見分したところ，「該当する事業所がありません」と表示された特定会社Aの「職歴審査照会回答票（事業所情報）」が開示されていることが確認できる。

イ また，諮問庁は，異議申立人が開示すべきとしている「事業所記録照会回答票（基本情報）」については，後日違う検索方法にて検索したところ，特定会社Aと名称が一致する事業所が検索できたため，改めて「事業所記録照会回答票（基本記録）」（文書11）に記録さ

れた保有個人情報を開示（情報提供）するとしている。

諮問庁から、文書 1 1 の提示を受けて確認したところ、特定会社 A が厚生年金保険の適用事業所となっていた期間等が記録されていることが確認できるが、当該期間中、異議申立人は、国民年金の被保険者であったことが文書 2 により確認できる上、諮問庁が、上記第 3 において「事業所情報は異議申立人の個人情報を含まず、さらにその情報自体が個人情報ではないため、本来開示対象とならない」と説明するとおり、文書 1 1 に記録された情報は、異議申立人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められないので、諮問庁が、文書 1 1 に記録された保有個人情報を特定して開示決定（情報提供）等をすべきとしていることについて、当審査会としては関与しない。

（４）文書 6 について

ア 諮問庁は、異議申立人が開示すべきとしている「「空いている期間があります<ねんきん定期便>」に係る健康保険厚生年金被保険者名簿又は原票」を保有していないことについて、おおむね以下のとおり説明する。

「空いている期間」とは、社会保険に加入していない期間のことであり、健康保険・厚生年金保険の名簿又は原票は、社会保険に加入している者だけに存在することから、異議申立人の「空いている期間」の名簿又は原票は存在していない。異議申立人は、異議申立書に添付した「確認項目チェックシート（厚生年金保険）」の「書類添付の有無」欄に「有」と記載されていることを根拠として、自身の名簿や原票が存在しているとしているが、異議申立人が勤務していた特定会社 B ないし特定会社 D の原票が存在していたことから、「書類添付の有無」欄に「有」と記載されているのであって、異議申立人が勤務していたとする特定行政機関及び特定会社 A の名簿又は原票（文書 6）が存在している訳ではない。

イ 上記諮問庁の説明に不自然、不合理な点があるとはいえ、これを覆すに足る事情も認められない。

（５）文書 7 について

ア 諮問庁は、異議申立人が開示すべきとしている「特定会社 B ないし特定会社 E の被保険者縦覧照会回答票」を保有していないことについて、おおむね以下のとおり説明する。

「被保険者縦覧照会回答票」に氏名が表示されるのは、厚生年金保険加入者として現存被保険者（現役加入者又は年金加入記録の管理の電子化を実施した昭和 6 0 年以降に厚生年金保険に加入した者及び当時厚生年金保険に加入中の厚生年金被保険者）ファイルに収録されており、かつ、勤務先事業所のファイルに収録されている場合

である。

異議申立人は、昭和60年より前に、厚生年金保険の資格を全て喪失しており、現存被保険者ファイルに収録されていないため、「被保険者縦覧照会回答票」への表示条件を満たしておらず、異議申立人が勤務し、厚生年金保険に加入していた、特定会社Bないし特定会社Eの「被保険者縦覧照会回答票」には、異議申立人の名前は表示されない。

イ 諮問庁から、特定会社Bないし特定会社Eの「被保険者縦覧照会回答票」の提示を受けて確認したところ、いずれの特定会社の「被保険者縦覧照会回答票」にも異議申立人の名前は記録されていないことが確認でき、上記諮問庁の説明に不自然、不合理な点があるとはいえず、これを覆すに足る事情も認められない。

(6) 文書8について

ア 異議申立人が開示すべきとしている「被保険者記録照会（基本）の一時金に対応する画面」を保有していないことについて、諮問庁は、一時金の記録画面は、被保険者が死亡し、死亡一時金が支給された場合に表示されるものであるが、異議申立人には死亡一時金が支給されていないことから、異議申立人の一時金に関する記録画面は存在しない旨説明する。

上記諮問庁の説明に不自然、不合理な点があるとはいえず、これを覆すに足る事情も認められない。

イ 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、異議申立人が開示すべきとしている「被保険者記録照会（基本）の07徴収事蹟に対応する画面」について確認させたところ、諮問庁は、徴収事蹟の記録は、納付誓約書を受付している場合や、海外居住者で納付書の送付先を別途管理している場合等に被保険者記録照会の照会区分07の画面に表示されるものであるが、異議申立人は、これらの条件に該当しないため徴収事蹟の記録は表示されない旨説明する。

文書8を見分したところ、照会区分07の「被保険者記録照会（付加・追納申込・徴収事蹟）－氏名索引－」は開示されており、「徴収事蹟」欄には何も表示されていないことが確認できる。

したがって、上記諮問庁の説明に不自然、不合理な点があるとはいえず、これを覆すに足る事情も認められない。

ウ 諮問庁は、異議申立人が開示すべきとする「被保険者記録照会（基本）の99基本2」（文書12）に記録された保有個人情報については、改めて開示するとしている。

諮問庁から文書12の提示を受けて確認したところ、異議申立人の氏名や生年月日等が記録されていることが確認でき、異議申立人が

求めている異議申立人に関する年金記録であると認められることから、諮問庁が新たに文書 1 2 に記録された保有個人情報をも特定して開示決定等をすべきとしていることは、妥当である。

エ 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、異議申立人が開示すべきとしている「被保険者記録照会（基本）の記録情報に対応する画面」を保有していないことについて確認させたところ、おおむね以下のとおり説明する。

「記録情報」とは、国民年金の「被保険者記録照会（基本）」に表示される「基本」、「資格」、「免除」等の記録の総称であり、「記録情報」という記録画面は存在しない。

文書 8 を見分したところ、その中の「被保険者記録照会（基本）」には、「記録情報」という記載があることは確認できるが、その表示されている位置等を勘案すると、「記録情報」とは、「基本」、「資格」、「免除」等の記録の総称であり、「記録情報」という記録画面は存在しないとする上記諮問庁の説明に不自然、不合理な点があるとはいえず、これを覆すに足る事情も認められない。

3 文書 8 の不開示部分の不開示情報該当性について

当審査会において見分したところ、文書 8 のうち「被保険者記録照会（配偶者）」には、異議申立人の氏名等とともに異議申立人の配偶者の氏名、生年月日、社会保険の資格の取得又は喪失年月日等が記録されており、「被保険者記録照会（配偶者）」の不開示部分には、異議申立人の配偶者の基礎年金番号が記録されていることが確認できる。

この情報は、法 1 4 条 2 号本文前段に規定する異議申立人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められ、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。

また、法 1 5 条 2 項による部分開示について検討すると、当該部分は個人識別部分であり、部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法 1 4 条 2 号に該当し、不開示とすることが妥当である。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求に対し、本件対象保有個人情報を特定し、その一部につき、保有していない、又は法 1 4 条 2 号に該当するとして不開示とした決定について、諮問庁が別紙 2 の 2 に掲げる文書 1 0 及び文書 1 2 に記録された保有個人情報を対象として改めて

開示決定等をすべきとしていることは妥当であるが、機構において、本件対象保有個人情報及び別紙2の2に掲げる文書10ないし文書12に記録された保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報として、別紙2の3に掲げる文書13に記録された保有個人情報を保有していると認められるので、これを対象として改めて開示決定等をすべきであり、また、異議申立人が開示すべきとする部分は同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別紙 1 (本件請求保有個人情報)

日本年金機構(厚生労働省)などが保有している私(開示請求者)の年金などに係る個人情報・記録のハードコピー

1 来所記録(氏名, 生年月日, 基礎年金番号, 来所日, 時間(分まで), 及び対応者など記載した個人情報ファイル。平成22年4月10日から現在まで。内容も含む)。年金相談・手続受付票, 後納制度相談・手続受付票などに, 毎日, 受付で来所者に時間などを記録及び特定年金事務所の副所長(元・A様, 元・B様, 現・C様)などが記録している私の個人情報ファイル

平成26年5月14日に利用停止請求書を提出・受付が済み, 受理されたのですが, 日本年金機構(情報管理グループ, D様)より, 「日本年金機構あてに開示請求をしないと利用停止請求は, 受け付ける事ができません」と回答されました。

2 「基礎年金番号情報照会回答票」の画面のハードコピー全部(氏名変更・住所変更なども含む)。基本

3 制度共通被保険者記録照会回答票の画面のハードコピー

4 「被保険者記録照会回答票」(健・厚021-1)の照会区分1(現存被保険者)又は照会区分2(現存被保険者以外)により基礎年金番号, 手帳記号番号で出力した, 次に掲げる画面のハードコピー(資格画面, 資格画面Ⅲ, 一時金, 共済記録, 脱退手当金など)

5 特定会社A, 特定行政機関(特定住所)に係る職歴審査照会回答票(事業所情報), 事業所記録照会回答票(基本情報・基本記録)の画面のハードコピー

6 「空いている期間があります<ねんきん定期便>」に係る健康保険厚生年金被保険者名簿又は原票(名簿は事業所頁及び私の記載の頁, 原票は私に係るものの両面)

7 職歴審査照会回答票(事業所情報), 事業所記録照会回答票(基本情報・基本記録)の画面のハードコピー。職歴審査回答票(個人情報), 被保険者縦覧照会回答票。これらの次に掲げる事業所のハードコピー

特定会社B 分 特定会社C 分

特定会社D 分 特定会社E 分

8 国民年金(基本・記録情報など), 任意継続などに係る全部の画面のハードコピー

別紙 2

1 本件対象保有個人情報記録された法人文書

- 文書 1 来所記録，年金相談手続受付票のコピー，後納制度相談手続受付票
- 文書 2 基礎年金番号情報照会回答票のハードコピー
- 文書 3 制度共通被保険者記録照会回答票のハードコピー
- 文書 4 被保険者記録照会回答票の照会区分 1 または照会区分 2 のハードコピー（資格画面，資格画面Ⅲ，一時金，共済記録，脱退手当金）
- 文書 5 特定会社 A，特定行政機関に係る職歴審査照会回答票，事業所記録照会回答票
- 文書 6 ねんきん定期便に係る健康保険厚生年金被保険者名簿または原票
- 文書 7 特定会社 B，特定会社 C，特定会社 D，特定会社 E に係る職歴審査照会回答票，事業所記録照会回答票のハードコピー
- 文書 8 国民年金のハードコピー，任意継続のハードコピー
- 文書 9 事業所払出簿のコピー

2 諮問庁が改めて開示決定等をすべきとする保有個人情報記録された法人文書

- 文書 1 0 基礎年金番号情報照会（統合年金記録）回答（資格画面）
- 文書 1 1 事業所記録照会回答票（基本情報）
- 文書 1 2 被保険者記録照会（基本）の 9 9 基本 2

3 改めて開示決定等をすべき保有個人情報記録された法人文書

- 文書 1 3 手帳記号番号 X X X X - X X X X X X により出力した被保険者記録照会回答票（重取画面）